ＩＴ委員会実務指針第２号

Trustサービスに係る実務指針（中間報告）

平成15年９月２日
改正　平成21年７月16日
最終改正　平成26年１月14日
日本公認会計士協会

－目　　次－

頁

Ⅰ　はじめに 1
(1) 本指針作成の背景 1
(2) 本指針の目的 1
Ⅱ　用語の定義 2
Ⅲ　Trust サービスの性格 3
(1) 保証業務としての Trust サービス 3
(2) 保証業務以外の Trust サービス 4
(3) ライセンスの供与 4
Ⅳ　業務の独立性に関する留意点 5
Ⅴ　Trust サービス業務責任者及び補助者としての適格性 5
(1) Trust サービス業務責任者及び補助者の能力 5
(2) 補助者の能力の評価 5
(3) 専門家の業務の利用 5
Ⅵ　関与先との契約 6
(1) 契約に伴うリスク評価 6
(2) 契約の範囲 6
(3) 契約書の作成 6
Ⅶ　保証業務の Trust サービスのプロセス 6
(1) 保証業務の Trust サービスの計画 7
(2) 保証業務の Trust サービスの実施 8
(3) Trust サービスシールの提供に係る留意事項 8
(4) 重要性について 9
(5) 経営者の記述書 9
(6) 経営者確認書 9
(7) 後発事象 10

(8) 保証業務の Trust サービスの調書 10
Ⅷ 品質管理 11
Ⅸ 保証報告書 11
Ⅹ 適用 11
【付録１】Trust サービスの保証報告書の文例 13
(1) SysTrust 保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証）） 13
(2) SysTrust 保証報告書（複数の原則による保証報告書－主題に対する直接報告方式（期間検証）） 14
(3) WebTrust 保証報告書（複数の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証）） 16
(4) WebTrust 保証報告書（複数の原則による保証報告書－主題に対する直接報告方式（期間検証）） 18
(5) 認証局のための WebTrust の保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証）） 19
(6) 認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証）） 22
(7) 認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（時点検証）） 24
(8) プライバシー保証報告書（複数の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証）） 26
(9) 認証局のための WebTrust-EV 保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する報告（期間検証）） 28
(10) 認証局のための WebTrust-EV 保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（時点検証）） 29
(11) 合意された手続実施結果報告書（単一の原則による実施結果報告書－「合意された手続」に対する結果の報告（期間検証） 31
【付録２】経営者の記述書の文例（単一の原則－経営者の記述書） 33
(1) Trust サービスのセキュリティ規準等に基づく場合 33
(2) 認証局のための WebTrust の規準に基づく場合 33
(3) プライバシー規準に基づく場合 36
(4) 認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づく場合 36
【付録３】経営者確認書の文例（単一の原則－経営者確認書） 38
(1) セキュリティ規準等に基づく場合 38
(2) プライバシー規準に基づく場合 38

Ⅰ　はじめに

(1) 本指針作成の背景

１．最近の企業においては、その財務活動のみならず、様々な経済・社会活動を行う基盤として、ＩＴの役割は不可欠なものとなっている。この状況を受けて、企業のＩＴの信頼性が確保されていることの保証を求めるニーズが、社会的に高まってきている。その結果、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が、財務諸表監査を行うのみならず、ＩＴの信頼性に対する保証業務について、積極的に結論の報告を行うことが世界的に期待されてきている。

２．Trust サービスとは、システムの信頼性又は電子商取引の安全性等に関する内部統制について保証を与えるサービス並びに、後述する Trust サービスの原則と規準に基づいた合意された手続業務及び助言業務であり、米国公認会計士協会（以下「AICPA」という。）とカナダ勅許職業会計士協会（以下「CPA Canada」という。）によって開発された。また、本指針には合意された手続業務及び助言業務を含めているが、これら二つの業務は保証業務には当たらない業務であることに留意する必要がある。

我が国においても Trust サービスは、例えば、金融検査マニュアル対応への利用や、インターネット用データセンタ運用の信頼性に関する保証など、近い将来、公認会計士業界が提供する大きなサービスになると期待される。

当初 Trust サービスは、原則として、AICPA と CPA Canada の会員のみが実施できるサービスであったが、各国の会計士協会が CPA Canada と Trust サービスのライセンス契約を締結することにより、各国の会計士協会の会員も Trust サービスを提供することができるようになっている。

３．日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）が、CPA Canada と Trust サービスのライセンス契約を締結することにより、当協会の会員も、日本国内において Trust サービスを実施することが可能となっている。なお、我が国の公認会計士等が、自ら Trust サービスを実施するためには、当協会と Trust サービスのサブライセンス契約を締結することが必要となる。

以上の状況を受けて、当協会は、Trust サービスに係る実務指針を作成し、公表することとした。

(2) 本指針の目的

４．本指針は、我が国において公認会計士等が Trust サービスを実施する際の基準について整理を行うとともに、検証の目的と範囲、検証手続及び保証報告書の作成等に係る留意事項を明らかにすることを目的としている。

Ⅱ　用語の定義

５．本指針における Trust サービスに関連する用語の定義は、次のとおりである。

・　Trust サービス

Trust サービスとは、次の業務をいう。

①　Trust サービスの原則と規準（The AICPA/CPA Canada Trust Services Principles and Criteria）（随時行われる改訂を含む。）に従って実施される保証業務、合意された手続業務及び助言業務

②　認証局のための WebTrust（以下「WebTrust for CA」という。）の原則と規準（The AICPA/CPA Canada WebTrust Principles and Criteria for Certification Authorities）（随時行われる改訂を含む。）に従って実施される保証業務、合意された手続業務及び助言業務

なお、Trust サービスの原則と規準及び WebTrust for CA の原則と規準は、AICPA/CPA Canada の知的財産であり、当協会が著作権法に従って翻訳している。

・　業務実施基準

本指針における業務実施基準とは、監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（以下「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」という。）及び International Standards on Assurance Engagements 3000（国際保証業務基準 3000。以下「ISAE3000」という。）で求める保証業務の基準をいう。

・　保証業務

本指針における保証業務とは、上記の業務実施基準における合理的保証業務をいう。

・　合意された手続業務

本指針における合意された手続業務とは、「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」及び International Standards on Related Services 4400（国際関連サービス基準 4400）で求める合意された手続業務をいう。

・　助言業務

本指針における助言業務とは、企業から依頼を受けて、Trust サービスの保証業務を可能とするために、Trust サービスの原則と規準、WebTrust for CA の原則と規準に基づいて、システムの信頼性の弱点を識別し、評価し、改善提案する業務をいう。

・　Trust サービス業務責任者

Trust サービス業務責任者とは、Trust サービスの検証対象項目を、Trust サービス規準に照らして評価又は測定し、その項目について合理的保証としての結論を報告する公認会計士をいう。

・　SysTrust

SysTrust とは、Trust サービスの原則と規準に基づき検証されているシステムについて、企業の経営者が有効な内部統制を維持していることに関して実施される保証業務をいう。

・ WebTrust

WebTrust とは、Trust サービスの原則と規準に基づき検証されている電子商取引システムについて、企業の経営者が有効な内部統制を維持していること、及び該当する場合には、当該企業が定められた電子商取引のビジネスの方針に準拠していることに関して実施される保証業務をいう。

・ 一般に公正妥当と認められたプライバシー原則

一般に公正妥当と認められたプライバシー原則は、企業及び会計事務所に勤務する公認会計士が企業によるプライバシープログラムの導入を支援し、指針を提供するために利用する原則である。

III Trust サービスの性格

(1) 保証業務としての Trust サービス

① 保証業務の意義

6．公認会計士等が保証業務として Trust サービスを実施する場合には、業務実施基準を適用する。この場合、Trust サービス業務責任者の結論により付与される保証水準は、業務実施基準でいうところの「合理的保証」を指している。保証業務としての Trust サービスでは、「限定的保証」は採用されない。

② Trust サービスにおける経営者と公認会計士等の責任

7．保証業務は、二重責任の原則を前提としている。例えば、財務諸表監査においては、企業（経営者）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正な財務諸表を作成する責任を有しており、公認会計士等は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表への適正性について、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、結論を報告する責任を有している。

8．この二重責任の原則を、Trust サービスの保証業務に当てはめると、公認会計士等の結論が内部統制の有効性に関する経営者の記述書（以下「経営者の記述書」という。）に対して報告される場合、Trust サービスに関する経営者の記述書は、財務諸表監査における財務諸表に相当する。

Trust サービスの規準への準拠表明を行おうとする企業の経営者は、企業の情報システムの信頼性のプロセスと手続を、Trust サービスの規準に準拠して設計し、維持する責任を有している。そして、その旨を経営者の記述書において表明する。公認会計士等は、経営者の記述書が正しく作成されており、経営者の記述書の内容が所定の規準に従っていることについて結論を報告することになる。

具体的には、企業の情報システムに採用された内部統制の手続が、経営者の記述書に記載された方針に基づき、かつ、Trust サービスの規準に準拠していることを確かめる。

③　準拠すべき業務実施基準

９．Trust サービスの保証業務では、CPA Canada とのライセンス契約において、国際会計士連盟の業務実施基準に従って業務を実施することを求めている。当協会では、国際会計士連盟の業務実施基準を踏まえて、「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」を公表している。

10. 我が国の公認会計士等が Trust サービスの保証業務を実施する場合には、業務実施基準に従う必要がある。Trust サービス業務責任者は、Trust サービスを実施するために、適切な知識と経験を有していなければならない。

④　準拠すべきその他の規則等

11. Trust サービス業務責任者は、本指針のほか、当協会の「倫理規則」及び「独立性に関する指針」に基づいて業務を実施しなければならない。

12. Trust サービス業務責任者は、当協会と公認会計士等とのサブライセンス契約、AICPA/CPA Canada から Trust サービス・バインダーとして提供される実施マニュアル及び Trust サービスシール（SysTrust シール又は WebTrust シール等、以下「シール」という。）についての「シール利用方法に関する国際的な指針」に従って業務を実施しなければならない。

(2) 保証業務以外の Trust サービス

13. Trust サービスの原則と規準は、保証業務以外の業務のために利用されることもある。例えば、公認会計士等は、Trust サービスの原則と規準を参考にして合意された手続業務を実施することもできる。また、公認会計士等は、情報システムの構築に係る助言業務のために、Trust サービスの原則と規準を利用することができる。ただし、保証業務以外の Trust サービスを行う責任者は、本指針の保証業務に関する規定に準じて業務を行うことに留意する。なお、保証業務以外の Trust サービスである合意された手続業務や助言業務は、いかなる保証も提供しない。

(3) ライセンスの供与

14. Trust サービスのライセンスは AICPA/CPA Canada が所有しているが、当協会が CPA Canada とライセンス契約を締結することにより、当協会がライセンスの供与を受ける。また、このライセンス契約に基づき、当協会は、公認会計士等と所定の契約を締結することにより、Trust サービスのサブライセンスを公認会計士等に供与する。

Ⅳ　業務の独立性に関する留意点

15. 財務諸表監査の関与先については、Trust サービス業務責任者は財務諸表監査の独立性について考慮し、Trust サービス業務責任者の提供する保証業務、合意された手続業務及び助言業務が、財務諸表監査に対してどのような影響を与えるかを検討しなければならない。

16. 公認会計士等が保証業務を初めて実施する場合、Trust サービスの原則と規準に関連する業務は、その開始前に、信頼性の高いシステムを構築するために行うシステム導入の支援を含むことがある。同様に、Trust サービスの原則と規準に関連する業務は、Trust サービスの検証のためにシステムの信頼性の弱点を識別し、評価し、改善するような Trust サービスの導入準備のための助言業務を含むことがある。このような場合には、Trust サービス業務責任者は、業務の独立性を損なわないように留意する必要がある。

　例えば、Trust サービス業務責任者が、Trust サービスの準備とそれに続く保証業務を関与先に提供する場合には、Trust サービス業務責任者は、補助者の慎重な割当て、プロセス管理及び品質管理が重要であることに留意する。

17. 公認会計士等が、Trust サービスの関与先のために、システム開発のコンサルティング業務を実施したり、アウトソーシング契約元として Trust サービス保証責任者が関与先に代わってシステムの運用を実施している場合には、その契約は独立性を損ねているといえる。そのような状況では、その公認会計士等は、Trust サービスのためにシステムを整備するような助言業務により関与先を支援することができるが、Trust サービスの保証業務を実施した場合には、独立性を損なう可能性があることに留意する。

Ⅴ　Trust サービス業務責任者及び補助者としての適格性

(1) Trust サービス業務責任者及び補助者の能力

18. Trust サービス業務責任者及び補助者は、次の能力を保持しなければならない。

① Trust サービスに必要な保証業務に関する能力

② Trust サービスを遂行するために必要な対象項目に関する能力（情報技術の知識と専門的なスキルを含む。）

(2) 補助者の能力の評価

19. Trust サービス業務責任者は、Trust サービス実施時点の補助者の能力を理解するために、補助者の能力を適切に評価しなければならない。

(3) 専門家の業務の利用

20. Trust サービス業務責任者は、Trust サービスを実施する過程で、専門家の業

務を利用することがある。専門家が保証業務の知識を有していない場合は、Trust サービス業務責任者は、当該専門家が本指針に従って業務を実施し、保証業務の目的を達成することができるように適切に管理しなければならない。

Trust サービス業務責任者は、専門家に対して適切な指導を行う能力、専門家が取り上げた重要な問題点を理解する能力、及び専門家を効果的に管理する能力を有する必要がある。

Ⅵ　関与先との契約

(1) 契約に伴うリスク評価

21. Trust サービスの実施について、関与先と契約を締結するに当たっては、Trust サービス業務責任者は、関与先の業種、業態、規模、業績等に伴う契約リスクに十分に注意しなければならない。

(2) 契約の範囲

22. Trust サービス契約の範囲について、Trust サービスを実施する場合は、提供する業務の内容（保証業務、合意された手続業務又は助言業務）及び業務の範囲（Trust サービスの原則の一つ又は複数）に留意する必要がある。

(3) 契約書の作成

23. Trust サービスを実施する場合は、実施する業務に関して関与先と合意を得ておく必要がある。この合意は、Trust サービス業務責任者及び関与先の双方にとって、相手の役割と期待に関する誤解を防止するために、関与先と契約書を取り交わすことによって行われなければならない。契約書を締結することにより、Trust サービス業務責任者に対して、次のような効果が期待できる。

- 契約書に Trust サービス業務責任者と関与先との間で合意された事項を示すことにより、関与先と Trust サービス業務責任者の期待を明確にし、また潜在的な法的責任を制限する。
- 契約書は業務の内容を定義し、Trust サービス業務責任者の責任を明確にする。
- Trust サービスの保証報告書の配付先又は保証報告書の利用者に制限がある場合には、契約書の中にそのような情報を組み込むことができる。
- 当該契約に係る請求や支払いを容易にする。

Ⅶ　保証業務の Trust サービスのプロセス

24. Trust サービス業務責任者は、本指針に従い、経営者の記述書又は記述書に代わる主題（直接報告方式の場合）について検証を実施する。Trust サービス業務

責任者は、次の目的のために査閲、視察、質問、検算、分析的手続等を実施する。また、Trust サービスの規準に準拠して経営者の記述書又は記述書に代わる主題に係る証拠を入手する。

・ 関与先の採用しているTrustサービスの規準に関連した内部統制を理解する。
・ 上記の内部統制を Trust サービスの規準に関連付ける。
・ 内部統制の有効性をテストし、評価する。
・ 状況により必要と考えられるその他の検証手続を実施する。

(1) 保証業務の Trust サービスの計画

25. Trust サービス業務責任者は、保証業務を実施するために、適切な計画を策定しなければならない。適切な計画と管理は、検証手続を効果的かつ効率的に実施する上で大いに役立つものとなる。すなわち、適切な計画は、適切な手続の選択とそれらを適用する適時性に直接的な影響を与える。適切な管理は、計画どおりに手続を実施することを確かなものにする。

26. 保証業務の計画は、業務の指示と範囲についての全体的な基本計画を策定することを含んでいる。この基本計画の策定に際し、Trust サービス業務責任者は、システムの信頼性に影響を与える対象項目を適切に理解するために、十分な知識を有していなければならない。

27. Trust サービスの保証業務のプロセスに係る計画策定に係る留意事項

・ 規準

Trust サービスのそれぞれの原則と規準は汎用的に記述されているので、実際の保証業務の実施に当たっては、それらを保証業務に合わせてより具体的な規準に整理することが必要となる。

・ 保証水準の確認

Trust サービスの検証は本指針に従って提供され、その保証水準は合理的保証でなければならないことを事前に確認する。

・ システムの性質

成熟した技術に基づく安定したシステムは、先進的な技術に基づく最新システムよりもリスクが少ない。例えば、複雑な分散処理システムは、単純な集中処理システムに比較してより複雑な計画を必要とすることがある。

・ 実施する手続の範囲の拡大

外部委託されたシステムについては、外部委託先の手続を範囲に含めることになる。また、電子商取引システムについては、ホスティングサイトにおける手続を含めることになる。

・ Trust サービスの保証報告書の性質

Trust サービス業務責任者は、次の点に留意する。

・ Trust サービスの保証報告書が関与先のニーズに合っている。

・　必要に応じて補足的な情報を保証報告書に追加する。
・　その保証報告書を書類で作成する。
・　Web サイトに保証報告書を表示する。
・　Web サイトの保証報告書をシール又はロゴにリンクする。

・　検証の期間

経営者の記述書と Trust サービス業務責任者の保証報告書では、両者が有効である期間を常に特定している。すなわち、Trust サービスの保証報告書は、ある時点又は一定の期間を対象とするものである。したがって、適切な検証期間を決定するために、Trust サービス業務責任者は適切な判断を行い、またその期間を保証報告書に明示する。

なお、保証報告書の期間を決定する要因は、次のとおりである。

a.予想される保証報告書の利用者又は利用者のニーズ
b.システム要件の変更の規模と頻度
c.システム内のプロセスのサイクル
d.システムの信頼性に関する過去の経緯
e.内部統制の運用の有効性に関する十分かつ適切な証拠を提供するために必要な期間

(2) 保証業務の Trust サービスの実施

28. Trust サービス業務責任者が行う管理には、次の事項が含まれる。
・　業務目的を達成すること。
・　発見された重要な問題点を経営者に伝達すること。
・　実施した作業を査閲すること。
・　保証業務チームメンバーの多様な判断と結論の取りまとめに関与するために、補助者へ指示すること。

29. 補助者は、証拠を収集し、Trust サービス業務責任者に発見された問題点を伝達する役割を有する。補助者の作業は、導き出された判断と結果が発見事項と適合しているか否かについて、適正に実施され、評価され、決定されていることを確かめるための査閲を受けなければならない。

30.Trust サービスの実施過程において、専門家の業務の利用が必要な場合がある。専門家は保証業務の経験がない場合があるので、Trust サービス業務責任者は、専門家の業務が本指針に従った作業となるように適切に管理しなければならない。

(3) Trust サービスシールの提供に係る留意事項

31. シール利用方法に関する国際的な指針

シールについては、「シール利用方法に関する国際的な指針」に従う必要があ

る。

32. シールの Web 上の取扱い

シールの利用により、AICPA/CPA Canada のシール管理システムに保存された肯定的結論の保証報告書上へのリンクが目に見える形で提供される。

(4) 重要性について

33. 保証業務を実施する上での重要性に関して、ISAE3000（2003 年 12 月当協会翻訳）では次のように記載されている。

「業務実施者が重要性を考慮するのは、証拠収集手続の内容、時期および範囲を決定する場合、および主題情報に虚偽表示がないかどうかを評価する場合である。重要性を考慮する場合、業務実施者は、どのような要因が想定利用者の意思決定に影響するかを理解して評価する必要がある。例えば、識別された規準が主題情報の表示に関し種々の方法を容認している場合には、業務実施者は、採用された表示方法が想定利用者の意思決定にどう影響するかを考慮する。重要性は、相対的な大きさのような量的・質的要因、これらの要因が主題の評価若しくは測定に与える影響の内容と範囲、および想定利用者の関心を踏まえて考慮される。特定の業務における重要性と量的・質的要因の相対的な重要度の評価は、業務実施者の判断事項である。」

したがって、Trust サービス業務責任者は、重要性の評価を慎重に実施する必要がある。

(5) 経営者の記述書

34. Trust サービス業務責任者が経営者の記述書に対して結論を報告する場合には、経営者は、Trust サービス業務責任者に対して内部統制に関する記述書を提出しなければならない（【付録２】経営者の記述書の文例を参照のこと。）。

この経営者の記述書には、保証報告書の対象期間において、Trust サービスの規準に基づいて、対象となる Trust サービスの原則を満たすように検証対象システムに対して有効な内部統制を維持していることを記述する。

なお、特定の原則のみを検証の対象とする業務では、経営者の記述書は、業務の対象となる原則のみに対応したものとなる。

(6) 経営者確認書

35. Trust サービス業務責任者は、経営者確認書を必ず入手しなければならない。この確認書は、Trust サービス業務責任者が入手する証拠の一部となる（【付録３】経営者確認書の文例を参照のこと。）。

36. 経営者確認書に記載すべき項目は、次のとおりである。

・ Trust サービスのそれぞれの原則と規準に従った内部統制を構築し、維持する責任は経営者にあることを経営者が承知していること。

・　内部統制についての経営者の記述書は、Trust サービスのそれぞれの原則と規準に従って正しく表示していること。
・　経営者は、Trust サービス業務責任者に対して、経営者の記述書又は検証対象について認識している事項を全て開示していること。
・　経営者は、Trust サービス業務責任者に対して、要請のあった保証対象に関連する記録を、全て提供していること。
・　後発事象がある場合には当該後発事象の内容を記載する。ない場合にはその旨を記載する。
・　その他の関連する事項

(7) 後発事象

37. システムの信頼性に影響を与えるような重要な内部統制又はその他の機能の変更が、経営者の記述書が適用される期間の後で、かつ保証報告書の日付の前に生じることがある。このような事象は、システムの信頼性に重要な影響を及ぼすことがあるため、経営者は開示することが求められている。そのような事象の発生は、後発事象として扱われる。Trust サービス業務責任者は、後発事象について注意を払わなければならない。

この後発事象には、次の二つのタイプがある。

①　経営者の記述書で対象とされる期間に存在した状況について、追加的な情報を提供する事象

この情報については、システムの信頼性に係る内部統制が、Trust サービスの規準に従って効果的に機能しているか否か、また、これらの事象が経営者の記述書又はTrust サービス業務責任者の保証報告書に影響を与えるか否かについて、Trust サービス業務責任者は適切に判断しなければならない。

②　経営者の記述書で対象とされる期間後に発生した状況についての情報を提供する事象

このようなタイプの情報は、通常適切に開示されているならば、Trust サービス業務責任者の保証報告書には影響を及ぼさない。

38. Trust サービス業務責任者は、後発事象に係る証拠を得ることについて責任を負わないが、保証報告書の日付までの期間において、システムの内部統制について経営者の記述書に重要な影響を与えるような後発事象を、経営者が認識しているか否かについて質問しなければならない。なお、Trust サービス業務責任者は、経営者確認書において後発事象についての情報を得ることに留意する。

(8) 保証業務の Trust サービスの調書

39. Trust サービスの保証業務の重要な過程は、事後的なフォローアップを可能にするために保証業務の調書として文書化される必要がある。保証業務の調書は、

作業が適切に計画され、管理され、証拠が Trust サービスの保証報告書での意見を述べるために十分に得られていることを示すものである。

40. Trust サービスでは、Trust サービスの保証報告書を提出した Trust サービス業務責任者は、全ての作業を完全かつ正確に記述した保証業務の調書を、業務の完了した年の年末から相当な期間、安全確実に整理保存しなければならない。なお、保証業務の調書の保存期間は、ライセンス契約上７年間の保存が求められている。

41. Trust サービスでは、当協会から要請があった場合は、Trust サービス業務責任者は保証業務の調書の査閲又は複写に応じなければならない。

Ⅷ　品質管理

42. 当協会からサブライセンスを供与される公認会計士等は、Trust サービスの保証業務及び合意された手続業務を実施する場合には、次の内容を含む品質管理規程を作成し、この規程に従わなければならない。

- Trust サービスの業務ごとに、品質管理担当者を指名し、品質管理を実施すること。
- 品質管理担当者は、Trust サービス業務責任者となり得る適格性を有し、当該 Trust サービスに直接関与していないこと。
- Trust サービスの契約前及び保証報告書提出前において、Trust サービス業務責任者は品質管理担当者の査閲を受けること。

Ⅸ　保証報告書

43. Trust サービス業務責任者が作成する保証報告書は、経営者の記述書、システム記述書（保証報告書に添付されるシステムの検証範囲）及び検証した Trust サービスのそれぞれの原則と規準を添付して経営者に提出される。ただし、Trust サービスのそれぞれの原則と規準は添付しないこともできる（【付録１】Trust サービスの保証報告書の文例を参照のこと。）。

44. 保証報告書が直接報告方式により結論を報告する場合には、経営者の記述書を添付する必要はない。なお、Trust サービスが合意された手続業務の場合には、合意された手続業務に係る合意された手続実施結果報告書のみを提出する。

Ⅹ　適用

１．本報告は、平成 21 年７月 16 日以後開始する業務に適用する。ただし、同日前に開始した業務に本報告を適用することを妨げない。

２．「ＩＴ委員会報告第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」の改正

について」（平成 26 年 1 月 14 日）は、以下の業務に適用する。

・　時点検証の報告書の場合、平成 26 年 1 月 14 日以後に基準日の到来する業務

・　期間検証の報告書の場合、平成 26 年 1 月 14 日以後に特定期間の開始日の到来する業務

ただし、平成 26 年 1 月 14 日前に開始した業務に本指針を適用することを妨げない。

【付録１】Trust サービスの保証報告書の文例

(1) SysTrust 保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証））

独立した監査法人の SysTrust 保証報告書（注１）

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人（注２）は、Trust サービスのセキュリティ規準＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持していることについて記載された経営者の記述書について検証を行った。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、Trust サービスのセキュリティ規準＊１に基づいて、○○○システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立した立場から当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して実施され、(1)○○○○株式会社の関連するセキュリティの内部統制を理解し、(2)内部統制の有効な運用をテストし評価し、(3) 当監査法人が必要と認めたその他の手続を実施したことを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正が発生し、それらが発見されないことがある。さらに、(1)システム又は内部統制に対する変更、(2)処理要件の変更、(3)時間の経過により要求された変更及び(4)ポリシー又は手続への準拠性の程度の低下のため、当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、上記の経営者の記述書が、Trust サービスの原則と規準に含まれるセキュリティ規準（以下「Trust サービスのセキュリティ規準」という。）に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持していることを、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

○○○○株式会社の Web サイト上の SysTrust シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、またそのような解釈をすべきではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１　Trust サービスのセキュリティ規準は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

(注１)公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。

(注２)公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする（以下の文例において同じ。）。

(2) SysTrust 保証報告書（複数の原則による保証報告書－主題に対する直接報告方式（期間検証））

独立した監査法人の SysTrust 保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、Trust サービスの規準＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における○○○○株式会社の○○○システムの信頼性に関する内部統制の有効性について検証を行った。

経営者の責任

経営者の責任は、Trust サービスのセキュリティ規準＊１に基づいて、○○○システムの信頼性に関する有効な内部統制を維持することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立した立場から当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

信頼できるシステムは、特定の環境で特定の期間、重要なエラー、失敗、障害なしに運用できるシステムである。○○○○株式会社の○○○システムの信頼性に関する内部統制が有効であるかどうかの評価については、Trust サービスの可用性、セキュリティ及び処理のインテグリティの規準（以下「Trust サービスの規準」という。）を利用した。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して実施され、(1)○○○○株式会社の関連するシステムの可用性、セキュリティ及び処理のインテグリティの内部統制を理解し、(2)内部統制の有効な運用をテストし評価し、(3)当監査法人が必要と認めたその他の手続を実施したことを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正が発生し、それらが発見されないことがある。さらに、(1)システム又は内部統制に対する変更、(2)処理要件の変更、(3)時間の経過により要求された変更及び(4)ポリシー又は手続への準拠性の程度の低下のため、当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、○○○○株式会社が、Trust サービスの規準に基づいて、平成×年

×月×日から平成×年×月×日までの期間において、下記事項の合理的保証を提供するために、○○○システムの信頼性に関する有効な内部統制を、全ての重要な点において維持しているものと認める。

・　当該システムが、サービス・レベル定義書又は契約書の中で示している時間に運用可能であり利用可能であること。
・　当該システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていること。
・　当該システムが、完全に、正確に、適時にかつ承認されて処理されていること。

強調事項

○○○○株式会社の Web サイト上の SysTrust シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、またそのような解釈をすべきではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１　Trust サービスの規準は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

(3) WebTrust 保証報告書（複数の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証））

独立した監査法人の WebTrust 保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていること、及び機密情報が保護されていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持

していることについて記載された経営者の記述書について検証を行った。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準＊１に基づいて、○○○システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていること、及び機密情報が保護されていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立した立場から当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して実施され、(1)○○○○株式会社の関連するセキュリティと機密保持の内部統制を理解し、(2)内部統制の有効な運用をテストし評価し、(3)当監査法人が必要と認めたその他の手続を実施したことを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正が発生し、それらが発見されないことがある。さらに、(1)システム又は内部統制に対する変更、(2)処理要件の変更、(3)時間の経過により要求された変更及び(4)ポリシー又は手続への準拠性の程度の低下のため、当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、上記の経営者の記述書が、Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていること、及び機密情報が保護されていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持していることを、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

○○○○株式会社の Web サイト上の WebTrust シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、そのような解釈をすべきではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１　Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

(4) WebTrust 保証報告書（複数の原則による保証報告書－主題に対する直接報告方式（期間検証））

独立した監査法人の WebTrust 保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における○○○○株式会社の○○○システムのセキュリティと機密保持に係る内部統制の有効性について検証を行った。

経営者の責任

経営者の責任は、Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準＊１に基づいて、○○○システムの信頼性に関する有効な内部統制を維持することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立した立場から当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して実施され、(1)○○○○株式会社の関連するセキュリティと機密保持の内部統制を理解し、(2)内部統制の有効な運用をテストし評価し、(3)当監査法人が必要と認めたその他の手続を実施したことを含んでいる。当監査法人は、検

証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正が発生し、それらが発見されないことがある。さらに、(1)システム又は内部統制に対する変更、(2)処理要件の変更、(3)時間の経過により要求された変更及び(4)ポリシー又は手続への準拠性の程度の低下のため、当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、○○○○株式会社が、Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、下記事項の合理的保証を提供するために、○○○システムのセキュリティと機密保持に係る有効な内部統制を、全ての重要な点において維持しているものと認める。

・ 当該システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていること。
・ 当該システムの機密情報が、合意したとおりに保護されていること。

強調事項

○○○○株式会社の Web サイト上の WebTrust シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、そのような解釈をすべきではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊1　Trust サービスのセキュリティと機密保持の規準は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

(5) 認証局のための WebTrust の保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証））

独立した監査法人の認証局のための WebTrust 保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、認証局のための WebTrust の規準*１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○○○○認証局サービス（場所）（以下「CA サービス」という。）の提供について記載された経営者の記述書について検証を行った。

経営者の記述書によれば、認証局のための WebTrust の規準に基づいて、○○○○株式会社は、○○○○認証局、○○○ルート認証局［検証対象となった認証局及びルート認証局を列挙］に関して、下記の事項を実施していた。

１．○○○○株式会社が実施する鍵のライフサイクル管理及び証明書のライフサイクル管理のビジネス実務及び CA 環境の内部統制実務が、「○○○○○○認証局運用規程」及び「証明書ポリシー」[該当する場合]にて開示されていた。

２．下記について合理的な保証を提供する有効な内部統制を維持していた。

・　○○○○株式会社の「○○○○○○認証局運用規程」は、「証明書ポリシー」と整合していたこと[該当する場合]。

・　○○○○株式会社は、「証明書ポリシー」[該当する場合]及び「○○○○○○認証局運用規程」に準拠してサービスを提供していたこと。

３．下記について合理的な保証を提供する有効な内部統制を維持していた。

・　○○○○株式会社が管理する鍵と証明書のインテグリティが確立され、そのライフサイクルを通じて保護されていたこと。

・　○○○○株式会社が管理する加入者鍵及び加入者証明書のインテグリティが確立され、そのライフサイクルを通じて保護されていたこと。

・　加入者の情報は、○○○○株式会社が行う登録業務のため、適切に認証されていたこと。

・　下位 CA の証明書申請は正確で、認証され、承認されていたこと。

４．下記について合理的な保証を提供する有効な内部統制を維持していた。

・　認証局システム及びデータへの論理的、物理的アクセスは、承認された個人に制限されていたこと。

・　鍵と証明書のライフサイクル管理に関する運用の継続性が維持されていたこと。

・　CA システムのインテグリティを維持するため、CA システムの開発、保守及び運用が適切に承認され、実施されていたこと。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、認証局のための WebTrust の規準に基づいて、CA サービスの提供が記述書に記載されたとおりにされていることの合理的保証を提供するための有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

○○○○株式会社は、○○○○株式会社のビジネス実務において開示された特定の加入者登録活動のため外部の登録局を利用している。当監査法人の検証は、外部の登録局により実施される内部統制を含んでいない。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して実施され、(1)○○○○株式会社の CA サービスの鍵と証明書ライフサイクル管理のビジネス実務及び鍵と証明書のインテグリティ、加入者と信頼者情報の認証と個人情報保護、鍵と証明書ライフサイクル管理に係る運用の継続性、システムインテグリティの開発、保守、運用に関する内部統制を理解し、(2)○○○○株式会社が開示した鍵と証明書ライフサイクル管理のビジネス実務に従って実施された取引を試査により検証し、(3)内部統制の有効な運用をテストし評価し、(4)当監査法人が必要と認めたその他の手続を実施したことを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

○○○○株式会社の CA サービスにおける特定の内部統制の相対的な有効性と重要性、及び加入者と信頼者の内部統制リスクの評価に与える影響は、彼らの内部統制への相互作用に依存しており、その他の要因が個々の加入者及び信頼者の存在場所において現れる。当監査法人は個別の加入者と信頼者の存在場所における内部統制の有効性を評価するための手続を実施していない。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正、システムや情報への未承認のアクセス、社内及び外部のポリシーや要求への遵守性違反が発生し、それらが発見されないことがある。当監査法人の意見から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、経営者の記述書が、認証局のための WebTrust の規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、全ての重要な点において適正に表示されているものと認める。

強調事項

○○○○株式会社の Web サイト上の WebTrust シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、そのような解釈をすべきではない。

この保証報告書は認証局のための WebTrust の規準が対象としている範囲を超えて、○○○○株式会社の CA サービスの品質について何ら結論を報告するものではない。また、顧客の意図する目的に対する○○○○株式会社の CA サービスの適合性について何ら結論を報告するものではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊1　認証局のための WebTrust の規準は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

(6) 認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証））

独立した監査法人の認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準（WebTrust for Certification Authority － SSL baseline requirements audit criteria）に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○○○○認証局の運用（場所）について記載された経営者の記述書について検証を行った。

・　○○○○株式会社は、証明書実務及び手続並びに CA ブラウザフォーラムガイドラインに準拠して SSL 証明書を提供するためのコミットメントを開示していた。
・　○○○○株式会社は、次の事項に関する合理的な保証を提供する有効な内部統制を保持していた。

－　加入者情報が（○○○○株式会社が実施する登録業務によって）適切に収集、認証、検証されている。

－　管理する鍵及び証明書のインテグリティが確立されており、そのライフサイクルを通じて保護されている。

・　○○○○株式会社は、次の事項に関する合理的な保証を提供する有効な内部統制を保持していた。

－　認証局システム及びデータへの論理的、物理的アクセスは、承認された個人に制限されている。

－　鍵と証明書の管理に関する運用の継続性が維持されている。

－　CA システムのインテグリティを維持するため、CA システムの開発、保守及び運用が適切に承認され、実施されている。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準に基づいて、○○○○株式会社の○○○○○○認証局の有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して次の事項を実施した。

(1) SSL 証明書の発行、更新、失効を含む○○○○株式会社の SSL 証明書ライフサイクル管理実務と手続に関して理解

(2) 開示された SSL 証明書ライフサイクル管理実務に従って実行された取引の選択によるテスト

(3) 内部統制の運用状況の有効性のテスト及び評価

(4) 状況に応じて必要と認めた他の手続

当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正、システムや情報への未承認のアクセス、社内及び外部のポリシーや要求への遵守性違反が発生し、それらが発見されないことがある。当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、経営者の記述書が、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、全ての重要な点において適正に表示されているものと認める。

強調事項

○○○○株式会社における特定の内部統制の相対的有効性と重要性及び加入者と依拠する当事者のための統制リスクの評価における効果は、個々の加入者や依拠する当事者の所在によって統制の相互関係や他の要因によって異なる場合がある。当監査法人は、個々の加入者及び依拠する当事者の所在に関する内部統制の有効性を評価するような手続は何ら行っていない。

この報告書は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準で対象とした範囲を越えた○○○○株式会社のサービスの品質についての表現を含んでおらず、また、いかなる顧客の意図する目的のための○○○○株式会社のサービスの適合性についても同様である。

（シールが発行された場合のみ記載）

○○○○株式会社の Web サイト上の WebTrust－SSL 基本要件シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、そのような解釈をすべきではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

(7) 認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（時点検証））

独立した監査法人の認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準（WebTrust for Certification Authority － SSL baseline requirements audit criteria）に基づいて、○○○○株式会社の○○○○○○○認証局サービス（場所、サービス名称）（以下「CA サービス」という。）の提供について記載された、○○○○株式会社は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準に基づき○○○○株式会社の認証局サービスの実務及び手続を適切に設計したという記述を含む、平成×年×月×日付けの経営者の記述書について検証を行った。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準に基づいて、○○○○株式会社の○○○○○○○認証局の有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して次の事項を実施した。

(1) SSL 証明書の発行、更新、失効を含む○○○○株式会社の SSL 証明書ライフサイクル管理実務と手続に関して理解

(2) 実務と手続の設計の適合性を評価

(3) 状況に応じて必要と認めた他の手続

当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正、システムや情報への未承認のアクセス、社内及び外部のポリシーや要求への遵守性違反が発生し、それらが発見されないことがある。当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、経営者の記述書が、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準に基づいて、平成×年×月×日において、全ての重要な点において適正に表示されているものと認める。

強調事項

経営者は認証局（CA）のサービスを稼動していないため、システム導入前に内部統制の設計に対して追加的な変更を行う場合がある。当監査法人は、いずれの期間についても内部統制の運用状況の有効性を評価する手続を実施していない。したがって、当監査法人は個別の、又は集積された○○○○株式会社の内部統制のいかなる側面の有効性に関する意見も表明しない。

この報告書は、認証局のための WebTrust－SSL 基本要件保証規準で対象とした範囲を越えた○○○○株式会社のサービスの品質についての表現を含んでおらず、また、いかなる顧客の意図する目的のための○○○○株式会社のサービスの適合性についても同様である。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

(8) プライバシー保証報告書（複数の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（期間検証））

独立した監査法人のプライバシー保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、○○○○株式会社が公表している「個人情報保護方針」及び AICPA/CPA Canada の Trust サービス「プライバシー規準」＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、個人情報が収集、利用、保持、開示及び廃棄されているという合理的な保証を提供するための○○○○に関する有効な内部統制を○○○○株式会社が維持していることについて記載された経営者の記述書について検証を行った。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、○○○○株式会社が公表している「個人情報保護方針」及びAICPA/CPA CanadaのTrustサービス「プライバシー規準」＊１に基づいて、個人情報が収集、利用、保持、開示及び廃棄されているという合理的な保証を提供するための○○○○に関する有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立した立場から当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して実施され、(1)○○○○株式会社の個人情報の保護に関する内部統制を理解し、(2)内部統制の有効な運用をテストし評価し、(3)当監査法人が必要と認めたその他の手続を実施したことを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正が発生し、それらが発見されないことがある。さらに、(1)システム又は内部統制に対する変更、(2)処理要件の変更、(3)時間の経過により要求された変更及び(4)ポリシー又は手続への準拠性の程度の低下のため、当監査法人の結論から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、上記の経営者の記述書が、○○○○株式会社が公表している「個人情報保護方針」及びAICPA/CPA CanadaのTrustサービス「プライバシー規準」＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、個人情報が収集、利用、保持、開示されているという合理的な保証を提供するための○○○○に関する有効な内部統制を維持していることを、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

○○○○株式会社のWebサイト上のプライバシーロゴは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、またそのような解釈をすべきではない。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の

規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊1　Trust サービス「プライバシー規準」は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

(9) 認証局のための WebTrust-EV 保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する報告（期間検証））

独立した監査法人の認証局のための WebTrust-EV 保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○○○○認証局サービス（場所、サービス名称）（以下「CA サービス」という。）の提供について記載された経営者の記述書について検証を行った。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づいて、CA サービスを提供するための有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して次の事項を実施した。

(1) EV 証明書の発行、更新、失効を含む○○○○株式会社の EV 証明書ライフサイクル管理実務と手続に関して理解

(2) 開示された EV 証明書ライフサイクル管理実務に従って実行された取引の選択に

よるテスト
(3) 内部統制の運用状況の有効性のテスト及び評価
(4) 状況に応じて必要と認めた他の手続
当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界
○○○○株式会社における特定の内部統制の相対的有効性と重要性及び加入者と依拠する当事者のための統制リスクの評価における効果は、個々の加入者や依拠する当事者の所在によって統制の相互関係や他の要因によって異なる場合がある。当監査法人は、個々の加入者及び依拠する当事者の所在に関する内部統制の有効性を評価するような手続は何ら行っていない。

意見
当監査法人は、経営者の記述書が、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、全ての重要な点において適正に表示されているものと認める。

強調事項
この報告書は、認証局のための WebTrust-EV 保証規準で対象とした範囲を越えた○○○○株式会社のサービスの品質についての表現を含んでおらず、また、いかなる顧客の意図する目的のための○○○○株式会社のサービスの適合性についても同様である。
（シールが発行された場合のみ記載）
○○○○株式会社の Web サイト上の WebTrust-EV シールは、この保証報告書の内容を象徴的に表示しているが、この保証報告書の変更又は追加的な保証を提供することを意図したものではなく、そのような解釈をすべきではない。

利害関係
○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

(10) 認証局のための WebTrust-EV 保証報告書（単一の原則による保証報告書－経営者の記述書に対する結論の報告（時点検証））

独立した業務責任者の認証局のための WebTrust-EV 保証報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

範囲

当監査法人は、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づいて、○○○○株式会社の○○○○○○認証局サービス（以下「CA サービス」という。）の提供について記載された、平成×年×月×日付けの経営者の記述書について検証を行った。

記述書に対する経営者の責任

経営者の責任は、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づいて、CA サービスを提供するための有効な内部統制を維持し、当該事実を記載した経営者の記述書を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人の実施した手続に基づいて結論を報告することにある。

当監査法人の検証は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準拠して次の事項を実施した。

(1) EV 証明書の発行、更新、失効を含む○○○○株式会社の EV 証明書ライフサイクル管理実務と手続に関して理解
(2) 実務と手続の設計の適合性を評価
(3) 状況に応じて必要と認めた他の手続

当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

内部統制の限界

内部統制の固有の限界のため、誤り又は不正が発生し、それらが発見されないことがある。さらに、(1)システム又は内部統制に対する変更、(2)処理要件の変更、(3)時間の経過により要求された変更及び(4)ポリシー又は手続への準拠性の程度の低下のため、当監査法人の意見から将来を予想することにはリスクがある。

意見

当監査法人は、経営者の記述書が、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づいて、平成×年×月×日において、全ての重要な点において適正に表示されているものと認める。

強調事項

経営者は認証局（CA）のサービスを稼動していないため、システム導入前に内部統制の設計に対して追加的な変更を行う場合がある。当監査法人は、いずれの期間についても内部統制の運用状況の有効性を評価する手続を実施していない。したがって、当監査法人は個別の、又は集積された○○○○株式会社の内部統制のいかなる側面の有効性に関する意見も表明しない。

この保証報告書は、認証局のための WebTrust-EV 保証規準で対象とした範囲を越えた○○○○株式会社のサービスの品質についての表現を含んでおらず、また、いかなる顧客の意図する目的のための○○○○株式会社のサービスの適合性についても同様である。

利害関係

○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

(11) 合意された手続実施結果報告書（単一の原則による実施結果報告書－「合意された手続」に対する結果の報告（期間検証）

合意された手続実施結果報告書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○　殿

○○○○監査法人
代 表 社 員　公認会計士　○○○○（記名捺印）
社　　員　公認会計士　○○○○（記名捺印）

当監査法人は、Trust サービスの可用性の規準＊１に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムの可用性に関する内部統制の有効性を貴社の経営者が評価することを補助するために、貴社の経営者と合意した以下の手続を実施した。

Trust サービスの可用性の規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムの可用性に関する内部統制が有効に機能していることについての責任は、○○○○株式会社の経営者にある。

この合意された手続は、ＩＴ委員会実務指針第２号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に準じて実施された。この手続の十分性については、貴社の経営者に責任がある。

したがって、この報告書の要求されている目的又はその他の目的のために下記に記述された手続の十分性については表明しない。

（合意された手続と発見事項は、ここに記載する。）

当監査法人は、Trust サービスの可用性の規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、○○○○株式会社の○○○システムの可用性に関する内部統制の有効性に関する結論の報告を目的とした保証業務についての契約を締結していない。したがって、当監査法人は、この実施結果報告書によっていかなる保証も表明するものではない。

当監査法人が追加的手続を実施した場合には、貴社の経営者に報告したであろうその他の発見事項が発見された可能性がある。

この報告書は、貴社の経営者のための情報又は利用を意図したものであり、他の第三者の利用を意図したものでなく、また、他の第三者はこの報告書を利用してはならない。○○○○株式会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１　Trust サービスの可用性の規準は、米国公認会計士協会／カナダ勅許職業会計士協会の知的財産であり、日本公認会計士協会が著作権法に従って翻訳している。

【付録２】経営者の記述書の文例（単一の原則－経営者の記述書）

(1) Trust サービスのセキュリティ規準等に基づく場合

経営者の記述書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役　　○○○○（記名捺印）
○○担当取締役　○○○○（記名捺印）

当社は、Trust サービスのセキュリティ規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、下記事項の合理的保証を提供するために、当社の○○○システムの有効な内部統制を維持している。

１．当該システムが、未承認の物理的又は論理的アクセスから保護されていること。

以　上

(2) 認証局のための WebTrust の規準に基づく場合

経営者の記述書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役　　○○○○（記名捺印）
○○担当取締役　○○○○（記名捺印）

当社は○○○○○○認証局（以下「当 CA」という。）において次のサービス（以下「CA サービス」という。）を提供している。

- 加入者の登録
- 証明書更新（サポートされている場合）
- 証明書の再生成
- 証明書の発行
- 証明書の配送
- 証明書の失効
- 証明書の一時停止（サポートされている場合）
- 証明書の審査

当社の経営者は、当 CA の Web サイトで公開している「○○○○○○認証局運用規程」

及び「証明書ポリシー」[該当する場合]における CA ビジネス実務の開示、サービスのインテグリティ（鍵及び証明書のライフサイクル管理を含む。）及び CA 環境の内部統制を含む当 CA の運用について、有効な内部統制を確立し、維持することに責任がある。これらの内部統制はモニタリングの仕組みを含んでおり、識別された欠陥を修正するための行動が取られる。

内部統制には誤謬及び内部統制の迂回又は無視を含む固有の限界がある。したがって、有効な内部統制といえども、当 CA の運用について合理的な保証を提供するものでしかない。さらに、状況の変化により、内部統制の有効性は時間とともに変化する場合がある。

当社の経営者は、当 CA の運用に関する内部統制を評価した。その評価に基づく当社の経営者の意見では、当社は、認証局のための WebTrust の規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、CA サービスの提供に関して、下記事項を実施した。

１．当 CA が実施する鍵のライフサイクル管理及び証明書のライフサイクル管理のビジネス実務及び CA 環境の内部統制実務が、当 CA の Web サイトにおける「○○○○○○認証局運用規程」及び「証明書ポリシー」[該当する場合]にて開示した。

２．下記について合理的な保証を提供する有効な内部統制を維持した。

- 当 CA の「○○○○○○認証局運用規程」は、「証明書ポリシー」と整合していたこと[該当する場合]。
- 当 CA は、「証明書ポリシー」[該当する場合]及び「○○○○○○認証局運用規程」に準拠してサービスを提供していたこと。

３．下記について合理的な保証を提供する有効な内部統制を維持していた。

- 当 CA が管理する鍵と証明書のインテグリティが確立され、そのライフサイクルを通じて保護されていたこと。
- 当 CA が管理する加入者鍵及び加入者証明書のインテグリティが確立され、そのライフサイクルを通じて保護されていたこと。
- 加入者の情報は、当 CA が行う登録業務のため、適切に認証されていたこと。
- 下位 CA の証明書申請は正確で、認証され、承認されていたこと。

４．下記について合理的な保証を提供する有効な内部統制を維持した。

- 認証局システム及びデータへの論理的、物理的アクセスは、承認された個人に制限されていたこと。
- 鍵と証明書のライフサイクル管理に関する運用の継続性が維持されていたこと。
- CA システムのインテグリティを維持するため、CA システムの開発、保守及び運用が適切に承認され、実施されていたこと。

当社が準拠した認証局のための WebTrust の規準には、以下が含まれる。

CA ビジネス実務の開示

- 認証局運用規程（CPS）
- 証明書ポリシー（該当する場合）

CA のビジネス実務管理

- 証明書ポリシー管理（該当する場合）
- 認証局運用規程の管理
- CP および CPS の一貫性（該当する場合）

CA 環境の内部統制

- セキュリティ管理
- 資産の分類と管理
- 人員のセキュリティ
- 物理的・環境的セキュリティ
- 運用管理
- システムアクセス管理
- システム開発と保守
- ビジネス継続性の管理
- モニタリングと遵守
- 監査ログの取得

CA 鍵ライフサイクル管理の内部統制

- CA 鍵の生成
- CA 鍵のストレージ、バックアップと復旧
- CA 公開鍵の配送
- CA 鍵の使用法
- CA 鍵の保存及び破壊
- CA 鍵の危殆化
- CA の暗号化ハードウェアライフサイクルの管理
- CA 鍵の寄託（該当する場合）

加入者鍵ライフサイクル管理の内部統制

- CA が提供する加入者鍵生成サービス（サポートされている場合）
- CA が提供する鍵保存及び復旧サービス（サポートされている場合）
- IC カードライフサイクル管理（サポートされている場合）
- 加入者鍵管理の要件

証明書ライフサイクル管理の内部統制

- 加入者の登録
- 証明書更新（サポートされている場合）
- 証明書の再生成

・　証明書の発行
・　証明書の配送
・　証明書の失効
・　証明書の一時停止（サポートされている場合）
・　証明書の審査

下位 CA の証明書ライフサイクル管理の内部統制

・　下位 CA 証明書ライフサイクル管理

以　上

(3) プライバシー規準に基づく場合

経営者の記述書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役　　○○○○（記名捺印）
○○担当取締役　○○○○（記名捺印）

当社は、公表している「個人情報保護方針」及び AICPA/CPA Canada の Trust サービス「プライバシー規準」に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、個人情報が収集、利用、保持、開示されているという合理的な保証を提供するための○○○○に関する有効な内部統制を維持している。

以　上

(4) 認証局のための WebTrust-EV 保証規準に基づく場合

経営者の記述書は、通常、特定の認証局を対象とし、検証期間を対象とする（また、通常、保証報告書と対象が同一である。）ものであり、下記の記述を含んでいる。ここでは、認証局（期間検証）バージョンとして記載する。

経営者の記述書

平成×年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役　　○○○○（記名捺印）
○○担当取締役　○○○○（記名捺印）

当社は、所在地○○における EV-CA サービスに係る内部統制を評価した。その評価に基づき、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、所在地○○における○○○○株式会社の EV-CA サービスは、○○○○株式会社の経営者の意見によれ

ば、認証局のための WebTrust-EV 保証規準に従って、下記について実施していた。

・　○○○○株式会社は、CA ブラウザフォーラムガイドラインに準拠して EV 証明書を提供するためのコミットメントを含む EV 証明書ライフサイクル管理実務及び手続を開示し、当該開示された実務に従ってサービスを提供している。

・　○○○○株式会社は、次の事項に関する合理的な保証を提供する有効な内部統制を保持している。

　－　EV 加入者情報が（○○○○株式会社が実施する登録業務によって）適切に収集、認証、検証されている。

　－　管理する鍵及び EV 証明書のインテグリティが確立されており、そのライフサイクルを通じて保護されている。

以　上

【付録３】経営者確認書の文例（単一の原則－経営者確認書）

(1) セキュリティ規準等に基づく場合

経営者確認書

平成×年×月×日

○○○○監査法人
代表社員　公認会計士　○○　○○　殿
社　　員　公認会計士　○○　○○　殿

○○○○株式会社
代表取締役　　○○○○（記名捺印）
○○担当取締役　○○○○（記名捺印）

当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの Trust サービスの保証業務に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。

記

１．Trust サービスの原則と規準に従った内部統制を構築し、維持する責任は経営者にあることを承知しております。
２．内部統制についての経営者の記述書は、Trust サービスの原則と規準に従って正しく表示しております。
３．当社は、貴監査法人から要請のあった経営者の記述書又は検証対象について認識している事項を全て貴監査法人に提供いたしました。
４．当社は、貴監査法人から要請のあった検証対象に関連する記録を、全て貴監査法人に提供いたしました。
５．（後発事象）
６．（その他の関連する事項）
７．……
８．……

以　上

(2) プライバシー規準に基づく場合

経営者確認書

平成×年×月×日

○○○○監査法人
代表社員　公認会計士　○○　○○　殿
社　　員　公認会計士　○○　○○　殿

○○○○株式会社
代表取締役　　○○○○（記名捺印）
○○担当取締役　○○○○（記名捺印）

当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間の Trust サービス「プライバシー規準」に関する保証業務に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。

記

1.「個人情報保護方針」に基づいて内部統制を有効に機能させることは経営者の責任であり、それを記述した経営者の記述書に関しても経営者に責任があることを承知しております。
2. AICPA/CPA Canada の Trust サービス　プライバシー規準に同意しており、経営者の記述書は、プライバシー規準に従って正しく示しております。
3. 貴監査法人に対して、プライバシー規準と経営者の記述書に関連する全ての重要な情報及び記録を提供いたしました。
4.経営者の記述書と矛盾するような全ての既知の事項及び経営者の記述書に影響を与える規制当局からの全ての連絡文書を貴監査法人に提示いたしました。
5. 経営者の記述書に対する影響を検討しなければならないような法令違反はありません。
6. 経営者の記述書に重要な影響をもたらすような契約諸条項を全て遵守しております。
7. 個人情報の取扱い及び安全管理措置に関して法令違反はしておりません。
8. 諸統制活動及び業務処理は、貴監査法人に示したとおり実施しております。
9. 貴監査法人に報告した事業活動に関する変更以外には、この業務期間中の事業活動に関する変更はありません。
10.「個人情報保護方針」は、保証報告書の対象期間において最新、正確かつ完全であり、それらは Web サイトに掲載されております。
11. 個人情報を共同利用する場合には、全ての利用者の範囲が分かる形式で開示しております。
12. プライバシー規準を達成するために、システムの統制、実務及び情報開示を維持するとともに、それらの全ての変更を貴監査法人に報告いたしました。
13. 保証報告書の対象期間以降に発生した経営者の記述書に重要な影響を与える全ての

既知の事象を貴監査法人に報告いたしました。

14. 別添資料の貴監査法人が発見した問題点による経営者の記述書に対する影響は、個別にも、又は複数の問題点が合わさっても、全体として重要な内部統制の欠陥とはならないものと判断しております。

以　上

以　上